

酒田市民会館樹木管理(雪囲い)業務委託仕様書

- 1 履行場所
酒田市民会館
- 2 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 開館時間
午前9時～午後10時
ただし酒田市(以下「委託者」という)の判断で変更する場合がある。
- 5 休館日
 - ・ 月曜日(祝日及び振替休日と重なった場合は翌平日)
 - ・ 年末年始(12月29日から1月3日)
 - ・ その他、委託者の判断で臨時に休館、開館することがある。
- 6 業務対象
本業務は、市民会館及び会館南に位置する立体駐車場周囲の植栽とし、場所及び樹木等の予定数量は別添①及び別添②を参照のこと。
- 7 業務内容
本業務は、以下の業務を行うものとする。業務の実施日程は、委託者と打ち合わせの上、決定するものとする。
 - (1) 上半期(4～9月)
 - ① 灌水
夏期(7～9月)に天候を考慮して、5回程度行うものとする。
 - ② 消毒(薬剤散布)
1回当たりの薬量400リットルとし、2回行うものとする。
 - ③ 施肥(化成肥料)
1回行うものとし、分量として、15kg/袋×20袋を目安とする。
 - ④ 支柱点検補修
生垣の支柱について、適宜点検補修を行うこと。
 - ⑤ 剪定(常緑中低木)
病虫害防止、樹形維持のため、常緑中低木の剪定を行うこと。
 - ⑥ 除草
適宜、植栽部分の手取除草を行うこと。上半期中3回行うものとする。
 - (2) 下半期(10～3月)
 - ① 除草
適宜、植栽部分の手取除草を行うこと。下半期中1回行うものとする。

- ② 剪定(落葉高中木)
 病虫害防止、樹形維持のため、落葉後に落葉高中木の剪定を行うこと。
 なお、Aゾーン、Fゾーン及び立体駐車場ゾーン(別添①参照)における高木剪定の際は、必要に応じて高所作業車を使用すること。
- ③ 雑作業
 枯木撤去、支柱撤去等を適宜行うこと。
- ④ 雪囲い設置及び撤去
- ・ 雪囲い方法については、下表に示すとおりとする。
 - ・ 雪囲い設置の履行期限は12月1日を目処とし、雪囲い撤去の時期については委託者と協議のうえ決定するものとする。
 - ・ 雪囲い設置に要する材料は以下を目安とする。
 - (ア) ヨシズ (1.8m×3.6m)×11枚
 - (イ) 杭 (L=1.2m)×35本
 - (ウ) 唐竹 (3寸)×60本
 - (エ) 素縄 40丸

場所	区分	方法
会館周辺	常緑中木	素縄結束
	常緑低木	ヨシズ風除け設置
	落葉低木	素縄結束
	低木寄植	ヨシズ風除け設置
	玉物	唐竹支柱素縄結束
	地被類	唐竹支柱素縄結束
駐車場周辺	常緑低木	唐竹支柱素縄結束
	落葉低木	素縄結束
	玉物	唐竹支柱素縄結束

8 費用の負担

本業務に必要な各種消耗品及び必要な道具、剪定その他で生じる枝等の処分費、運搬費他、本業務において必要なものは、受託者の負担とする。

9 受託者の責務

(1) 法令等の遵守

- ① 受託者は業務の遂行に当って関係法令等を遵守しなければならない。
- ② 独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は委託者に賠償金を支払い、委託者は契約を解除することが出来る。

(2) 再委託の禁止、秘密の保持等

- ① 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。
- ② 受託者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

10 業務完了報告等

半期ごとの業務が完了したときは遅滞なく業務報告書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

11 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは上半期、下半期の2回払いとする。

(2) 受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については委託者と受託者が協議し定めるものとする。